

移動等円滑化取組計画書

2026 年 4 月 16 日

住 所
東京都北区浮間 5-4-51

事業者名 東洋交通株式会社
代表者名 代表取締役
川鍋一朗

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項 当社が保有するタクシー車両を代替する際は、継続してユニバーサルデザイン タクシーとする。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員初乗務前に実車研修を 実施すると共にその後も定期的に実車研修を実施する。

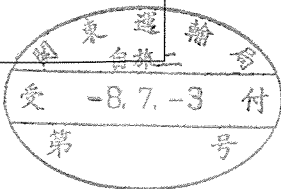
II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	2026 年 3 月時点でセダン車両を全車ユニバーサルデザイン車両に代替済み。(249 台中 249 台) ※ワゴン車両除く

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 定期点検 ・ 教育訓練	・ ユニバーサルデザイン車両の機能（スロープ・固定具等）の定期的な点検の実施。 ・ 定期的な車いす乗降訓練の実施。



- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗務員の配置	新人乗務員に対してユニバーサルドライバー研修を全員受講させる。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・情報提供	日本交通ホームページにて移動困難者向けの情報提供ページを公開済み。(自社ホームページにおいても公開予定)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗務員研修及び車いす乗降実技訓練	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員初乗務前に実車研修を実施すると共にその後も定期的に実車研修を実施する。(2026年度：12回実施予定※月1回開)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	※該当なし

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

障がい者等の利用者から寄せられる声を集約して関係部署で共有すると共に今後のサービス改善に活用する。乗客からの「配車アプリレビュー」データを蓄積及び分析を実施して高齢者及び障がい者の利便性の向上を図る。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	※変更無し	

Ⅴ 計画書の公表方法

東洋交通ホームページにて公開 https://www.toyo-kotsu.jp/

Ⅵ その他計画に関連する事項

※無し

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。